

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年二月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十
五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

三 振替法の適用等
四 発行方法

務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ
入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

六

イ
発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額 面 金 額 五 千 五 百 十 億 円
う ち 基 づ き 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 額 七 十 七 億 円
つ い て 九 十 三 億 円
七 十 九 億 円
特 別 計 画 関 連 法 律 第 四 十 六 条
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 額 三 十 七 億 円
た 利 付 債 券 の 規 定 に 基 づ き 額 三 十 七 億 円
額 十 二 千 三 百 十 七 億 円
三 十 二 千 三 百 十 七 億 円
項 目 規 定 に 基 づ き 額 十 二 千 三 百 十 七 億 円
国 債 に 関 する 規 定 に 基 づ き 額 十 二 千 三 百 十 七 億 円

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 の 場 所 の う
額 範 特 的 ち
を 囲 別 募 募
割 内 参 額 額
り 加 者 順 格
当 にお 者 次 の 高
て いて 各 の 割 い
る 。 各 の 割 い
申 込

発 行 額
別 加 入 者 第 二 項 非 格 競 争 入 札
に よ り 発 行 額 十 億 円
ご と に 募 入 額 十 億 円
を 定 め る も の
に 関 する 規 定
に 基 づ き 額 十 億 円

十四 初期利子

が非居住者又は外国法人である
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金

平成五十六年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 払場所

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十七年二月九日